

経営力強化保証制度のご案内

（「青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度」を含む）

※令和6年7月1日版

経営力強化保証制度とは

伴走支援型特別保証制度の取扱いが、令和6年6月末をもって終了となることに伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響により積み上がった債務の返済負担の増加に伴う借換需要や原材料価格の高騰等の環境の変化に対して、金融機関をはじめとした認定経営革新等支援機関が、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、引き続き中小企業の経営力の強化を図ることを目的とした全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者です。

制度の特徴

- 中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行います。
- 金融機関には、原則として四半期に1回、中小企業者から経営の状況及び計画の実施状況等を確認していただきます。また、年1回、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告していただきます。
- 経営安定関連保証（5号）も利用できますが、次に掲げる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限り、
 - ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
 - ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
 - ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

経営力強化保証制度の概要

(「青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度」を含む)

保証限度額	国制度：個人・法人2億8,000万円、組合4億8,000万円 県制度：上記国制度のうち1億円
対象資金	国制度：事業計画の実施に必要な事業資金 但し、経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金で、指定された既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る（指定外の保証に係る借入金は借り換えできない） 県制度：県が指定する保証付制度融資の借換を含むものに限る （ニューマネー単独は不可）
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内 但し、借り換えを含む場合は10年以内（据置期間は1年以内）
信用保証料率	・一般関係に係る保証の場合は、借入金額に対し、0.45%から1.75% 但し、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する （なお、一部において適用外となる場合あり） ・経営安定関連保証（5号）の場合は、借入金額に対し、0.86%
保証人	必要に応じて徴求 但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない
担保	必要に応じて徴求
貸付金利	国制度…金融機関所定利率 県制度…金融機関所定利率から年1.3%引き下げた利率（固定利率、下限1.1%） 但し、融資を受けた者が、事業計画の進捗の報告を怠った場合は、原則として融資実行時の利率から0.5%引き上げた利率に変更するものとする
添付資料	◆信用保証協会所定の申込資料のほか、次の(1)~(3)の書面が必要です。 (1) 国制度…「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 県制度…「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（兼青森県経営力強化借換資金要件確認書） (2) 事業行動計画書（次の内容を満たすもの又は含むもの） ①計画策定日の属する事業年度から3~5事業年度を計画期間とする ②申込人の経営に係る現況・課題（計画策定日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画 (3) 保険法第2条第5項第5号（セーフティネット5号）に規定する市町村長又は特別区長の認定書

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

お問い合わせ先

詳しくは、与信取引のある金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所0178-24-6181

五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート！



青森県信用保証協会

表面もご参照下さい